

## 学校給食費の無償化について

### 四 国 部 会 提 出

ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の停滞と急速に進む円安で日本経済に大きな影響が出始めており、家庭においては物価上昇、光熱費や輸入原料の高騰などで家計を圧迫している。とりわけ、本市の子どもを持つ家庭が負担する年間の給食費は、徳島県内でも高く、小学校が約6万1千円、中学校が約6万7千円と、義務教育に関わる費用の中でも重い負担となっている。

学校給食とは、学校給食法第1条に記載されている通り、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とされている。

つまり栄養を補給するだけでなく、一緒に食べることでコミュニケーションが豊かになり、心身の成長にもつながっている。また、給食の食材やそれに関わる人、調理方法など、地域の伝統や日本の食文化を伝えることも食育として大切である。さらに、人間として豊かに生きるために必要なことを、食べる体験を積み重ねて学ぶ重要な教育の場でもある。

家庭の事情により、自宅で十分な食事をとることができない子どもたちの“栄養格差”の改善という点でも、学校給食の果たす役割は重要であり、このことを是正するために、現在、就学援助制度が設けられている。授業料については、「義務教育は、これを無償とする。」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項の規定により、徴収しないこととされている。また当初は自己負担が求められていた教科書購入費については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律等により無償化された。

しかし、学校給食費については、学校給食法第11条第2項の規定により、保護者の負担とされている。当該規定は、自治体による負担を否定したものではないため、徳島県内においては、公立小・中学校の給食費に対し、13市町村が補助し、そのうち2市町が無償化とするなど、各自治体の判断による保護者への支援の取組が広がっている。

こうした取り組みの背景には、学校給食費については時代の変遷により、救貧政策から子育て支援政策に転換するべきとの世論がある。何よりコロナ禍により自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国すべての学校で実現するには、国の関与が必要である。

学校給食の無償化を国の施策に位置づけ、自治体への財政的な支援を行うよう強く要望するものである。